

## 京都若者議会運営委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、京都若者議会運営委員会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、京都若者議会の開催及び運営において必要となる事業を行うことを目的とする。

### (構成)

第3条 本会は、委員をもって構成する。

### (委員長)

第4条 本会に委員長を1名置くこととし、委員の互選で定める。

2 委員長は会務を総括し、本会を代表する。

3 委員長に事故があった時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

### (退会)

第5条 委員は委員長に退会する旨を表示することで、任意に退会することができる。

### (資産の構成)

第6条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収益

### (資産の管理)

第7条 本会の資産は、委員長が管理する。

### (事業計画及び予算)

第8条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、委員長が作成し、委員会の議決を経なければならない。

### (事業報告及び決算)

第9条 本会の事業報告書、活動計算書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、委員長が作成し、監事の監査を受け、委員会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第11条 本会が、規約を変更しようとする時は、委員会に出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第12条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 委員会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 委員の不足

2 前項1号の事由により解散するときは、委員会に出席した委員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

附則

この規約は、令和5年4月25日から施行する。